

平成 29 年 2 月

第 1 回稲城市議会定例会議案

(2 月 2 4 日開会
月 日閉会)

氏 名

平成29年第1回稲城市議会定例会 議案目録

<条 例>

- 第 1号議案 稲城市個人情報保護条例及び稲城市情報公開条例の一部を改正する条例
- 第 2号議案 稲城市特定個人情報の保護に関する特例を定める条例の一部を改正する条例
- 第 3号議案 稲城市議会議員及び稲城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 第 4号議案 稲城市市税条例等の一部を改正する条例
- 第 5号議案 稲城市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例
- 第 6号議案 稲城市介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 7号議案 稲城市立病院使用条例の一部を改正する条例

<補正予算>

- 第 8号議案 平成28年度東京都稲城市一般会計補正予算（第5号）
- 第 9号議案 平成28年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第10号議案 平成28年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）
- 第11号議案 平成28年度東京都稲城市下水道事業特別会計補正予算（第3号）

<当初予算>

- 第12号議案 平成29年度東京都稲城市一般会計予算
- 第13号議案 平成29年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計予算
- 第14号議案 平成29年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計予算
- 第15号議案 平成29年度東京都稲城市下水道事業特別会計予算

第16号議案 平成29年度東京都稲城市介護保険特別会計予算

第17号議案 平成29年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計予算

第18号議案 平成29年度東京都稲城市病院事業会計予算

<その他>

第19号議案 東京都三市収益事業組合規約の一部を変更する規約

第20号議案 稲城市監査委員の選任について

第1号議案

稲城市個人情報保護条例及び稲城市情報公開条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年2月24日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）第2条の規定による個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正に伴い、稲城市個人情報保護条例及び稲城市情報公開条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市個人情報保護条例及び稲城市情報公開条例の一部を改正する条例

(稲城市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 稲城市個人情報保護条例（平成15年稲城市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を「次の各号のいずれかに該当するもの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 次項に規定する個人識別符号が含まれるもの

第2条中第7項を第9項とし、第3項から第6項までを2項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の2項を加える。

3 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号であって、市長が規則で定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるよう

に割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

- 4 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして市長が規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第6条第2項中「思想、信教及び信条に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については、」を「要配慮個人情報を」に、「当該個人情報」を「当該要配慮個人情報」に改める。

第8条中「電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（第58条において「電磁的記録」という。）」を「電磁的記録」に改める。

第12条第2項第8号中「場合」を「もの」に、「第46条に規定する稲城市個人情報保護運営審議会」を「審議会（第46条に規定する稲城市個人情報保護運営審議会をいう。第14条において同じ。）」に改める。

第15条第1項第10号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同号を同項第11号とし、同項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、同項第7号中「第5号」を「第6号」に改め、同号を同項第8号とし、同項中第6号を第7号とし、第5号を削り、同項第4号の次に次の2号を加える。

(5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この章において「記録情報」という。）に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

(6) 記録情報の収集方法

第15条第2項第10号中「第2条第4項第2号」を「第2条第6項第2号」に改める。

第16条第1項中「第6号」を「第7号」に、「第8号及び第9号」を「第9号及び第10号」に改め、同条第3項中「前条第1項第5号若しくは第6号」を「前条第1項第6号若しくは第7号」に改める。

第19条第3号中「含む。）」の次に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加える。

第20条第2項中「記述等」の次に「及び個人識別符号」を加える。

第55条中「第2条第4項第1号」を「第2条第6項第1号」に改める。

(稲城市情報公開条例の一部改正)

第2条 稲城市情報公開条例（平成14年稲城市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「及び」の次に「他の」を加え、同条第2号中「除く。）で」の次に「あって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により」を加え、同条中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号であって、市長が規則で定めるもの（以下「個人識別符号」という。）

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

第8条第2項中「記述等」の次に「及び個人識別符号」を加える。

第9条中「該当する情報」の次に「及び個人識別符号」を加える。

第15条第2項第1号中「同条第3号ただし書」を「同条第4号ただし書」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年5月30日から施行する。

(稲城市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第2条 稲城市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成15年稲城市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「第2条第3項」を「第2条第5項」に改める。

第2号議案

稲城市特定個人情報の保護に関する特例を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年2月24日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条第7号の規定による情報連携の開始に伴い、稲城市特定個人情報の保護に関する特例を定める条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市特定個人情報の保護に関する特例を定める条例の一部を改正する条例

稲城市特定個人情報の保護に関する特例を定める条例（平成27年稲城市条例第17号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2章 実施機関における特定個人情報の取扱い（第5条—第11条）」

を 「第2章 実施機関における特定個人情報の取扱い
第1節 特定個人情報の収集、利用等の制限等（第5条—第11条）
第2節 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供及び
収集（第12条—第14条）」

に、「第12条—第27条」を「第15条—第30条」に、「第28条」を「第31条」に、「第29条—第33条」を「第32条—第36条」に改める。

第2条第2項中「（同法第23条第1項及び第2項の規定により作成した情報提供等の記録を除く。）」を削り、「同法第2条第9項」を「同条第9項」に改め、「特定個人情報ファイルを」の次に「、「情報提供ネットワークシステム」とは同条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムを」を加える。

第2章中第5条の前に次の節名を付する。

第1節 特定個人情報の収集、利用等の制限等

第6条中「特定個人情報」の次に「（情報提供等事務（番号法第19条第7号の規定による特定個人情報の提供又は収集等に関する事務をいう。以下この条において同じ。）に関する秘密を含む。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定するもののほか、実施機関は、情報提供等事務に関する秘密の漏えいの防止その他の適切な管理のため、情報提供等事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない。

第33条を第36条とし、第25条から第32条までを3条ずつ繰り下げる。

第24条第1項中「第22条第1項」を「第25条第1項」に、「第21条第3項」を「第24条第3項」に改め、同条を第27条とする。

第23条第3項中「により保有特定個人情報」の次に「（情報提供等記録に記録されたものを除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

4 実施機関は、第1項の規定により情報提供等記録に記録された保有特定個人情報を訂正したときは、総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に対し、遅滞なく、

その旨を書面により通知するものとする。

第23条を第26条とする。

第22条第2項中「第15条」を「第18条」に改め、同条を第25条とする。

第21条を第24条とし、第20条を第23条とし、第19条を第22条とする。

第18条第1項中「とする保有特定個人情報」の次に「（情報提供等記録に記録されたものを除く。）」を加え、同条を第21条とする。

第17条を第20条とする。

第16条第1項中「第18条」を「第21条」に改め、同条を第19条とする。

第15条を第18条とし、第12条から第14条までを3条ずつ繰り下げる。

第2章中第11条の次に次の1節を加える。

第2節 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供及び収集

（特定個人情報の提供及び収集）

第12条 実施機関が、番号法第21条第2項の規定による総務大臣からの通知を受けたときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第28条に規定する方法により、情報照会者（番号法別表第2の第1欄に掲げる者（法令の規定により同表の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合は、その者を含む。）をいう。以下同じ。）に対し、当該特定個人情報を提供しなければならない。

2 番号法第19条第7号の規定に基づき実施機関が特定個人情報を収集した場合において、法令又は他の条例等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

（情報提供等の記録）

第13条 実施機関は、番号法第19条第7号又は第8号の規定による特定個人情報の提供の求め又は提供を行ったときは、次に掲げる事項を、情報提供ネットワークシステムに接続された実施機関の使用する電子計算機に記録しなければならない。

(1) 情報照会者及び情報提供者（番号法別表第2の第3欄に掲げる者（法令の規定により同表の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全

部又は一部を行うこととされている者がある場合は、その者を含む。)をいう。
以下同じ。)の名称

- (2) 提供の求めを受けた日時
 - (3) 提供があったときは、その日時
 - (4) 特定個人情報の項目
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第47条第1項各号に掲げる事項
- 2 前項に規定する事項のほか、実施機関は、当該特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が第16条に規定する非開示情報に該当すると認めるときは、その旨を情報提供ネットワークシステムに接続された電子計算機に記録しなければならない。

（情報提供等記録の利用及び提供の制限）

第14条 第7条の規定にかかわらず、実施機関は、前条に規定する記録（以下「情報提供等記録」という。）に記録された特定個人情報を、利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

付 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

第3号議案

稲城市議会議員及び稲城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年2月24日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第194号）による公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の改正に伴い、稲城市議会議員及び稲城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市議会議員及び稲城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

稲城市議会議員及び稲城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年稲城市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「場合には」を「場合は」に改め、同条第2号中「に定める」を「次に定める」に改め、同号ア中「場合には」を「場合は」に、「15,300円」を「15,800円」に改め、同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改め、同号ウ中「場合には」を「場合は」に改める。

第8条中「、7円30銭」を「7円51銭」に、「には7円30銭」を「は、7円51銭」に改める。

第11条中「510円48銭」を「525円6銭」に、「301,875円」を「310,500円」に、「場合には」を「場合は」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の稲城市議会議員及び稲城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

第4号議案

稲城市市税条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年2月24日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第86号）の施行に伴い、稲城市市税条例等の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市市税条例等の一部を改正する条例

(稲城市市税条例の一部改正)

第1条 稲城市市税条例（昭和30年稲城市条例第67号）の一部を次のように改正する。

付則第7条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

(稲城市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 稲城市市税条例等の一部を改正する条例（平成28年稲城市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中稲城市市税条例付則第16条の改正規定を次のように改める。

付則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

付則第16条第2項から第4項までを削る。

第3条の次に次の1条を加える。

(稲城市市税条例の一部改正)

第4条 付則第16条第1項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「に

は、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第4項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

付則第1条第3号中「及び第85条から第91条まで」を「、第85条から第89条まで、第90条（第3号に掲げる部分を除く。）及び第91条」に、「付則第4条」を「付則第5条」に、「平成29年4月1日」を「平成31年10月1日」に改め、同号を同条第5号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第1条中第90条の改正規定（同条第1項第1号中「で年齢18歳未満のもの」を削る部分及び同条に1項を加える部分に限る。）並びに第4条及び付則第4条の規定 平成29年4月1日

付則第2条第3項中「平成29年4月1日」を「平成31年10月1日」に改める。

付則第4条の見出しを削り、同条第1項中「平成29年4月1日」を「平成31年10月1日」に改め、同条第2項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「平成28年度」を「平成31年度」に改め、同条を付則第5条とし、付則第3条の次に次の1条を加える。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 第4条の規定による改正後の稲城市市税条例付則第16条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

第5号議案

稲城市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年2月24日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

本案は、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）第2条の規定による児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正に伴い、稲城市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例、稲城市乳幼児の医療費の助成に関する条例及び稲城市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正するものです。

稲城市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

(稲城市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 稲城市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年稲城市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項各号列記以外の部分中「に掲げる」を「のいずれかに該当する」に、「を養育する」を「の養育」に、「() 者」を「以下同じ。）をする者」に、「第6条の4第1項」を「第6条の4」に改め、同項第2号中「第2項各号」を「前項各号」に改める。

(稲城市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 稲城市乳幼児の医療費の助成に関する条例（平成5年稲城市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項各号列記以外の部分中「者は」を「者は、」に改め、同項第3号中「第6条の4第1項」を「第6条の4」に改める。

(稲城市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第3条 稲城市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成19年稲城市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「第6条の4第1項」を「第6条の4」に改める。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

第6号議案

稲城市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年2月24日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第6条の規定による介護保険法（平成9年法律第123号）の改正等に伴い、稲城市介護保険条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市介護保険条例の一部を改正する条例

稲城市介護保険条例（平成12年稲城市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

（介護認定審査会の委員の任期）

第6条の2 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第6条第1項の規定に基づき条例で定める期間は、3年とする。ただし、市長が特に認める委員については、この限りでない。

第15条の5の6の次に次の1条を加える。

（指定地域密着型通所介護の基本方針）

第15条の5の6の2 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護の事業は、その利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第18条第1項第1号中「介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行し、この条例による改正後の稲城市介護保険条例第6条の2の規定は、同日以後に任命される稲城市介護認定審査会の委員について適用する。

第7号議案

稲城市立病院使用条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年2月24日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

成人病検診料及び健康診断料に係る減免の規定を追加するとともに、保険外併用療養費である規定回数を超える検査料及びセカンドオピニオン相談料の額について規定するため、稲城市立病院使用条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市立病院使用条例の一部を改正する条例

稲城市立病院使用条例（昭和45年稲城市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（使用料及び手数料の減免）

第5条 次に掲げる使用料及び手数料は、規則で定めるところにより減額し、又は免除することができる。

- (1) 稲城市に住所を有する被保護者に係る使用料及び手数料
- (2) 市長が定める期間及び時間の使用に係る成人病検診料及び健康診断料
- (3) 前2号に掲げるもののほか、これに準ずるものとして市長が定める使用料及び手数料

別表第1中15の項を17の項とし、14の項を15の項とし、同項の次に次のように加える。

16	セカンドオピニオン相談料	1件につき7,500円。ただし、1件の相談時間が30分を超える場合は、7,500円に、当該超える時間について30分までごとに7,500円を加算した額とする。	
----	--------------	--	--

別表第1中13の項を14の項とし、4の項から12の項までを1項ずつ繰り下げ、3の項の次に次のように加える。

4	規定回数を超える検査料	点数表に定める検査料の点数に1点単価10円を乗じて得た額	
---	-------------	------------------------------	--

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

第8号議案

平成 28 年 度

東京都稲城市一般会計補正予算（第5号）

平成 28 年 度

東京都稲城市一般会計補正予算（第 5 号）

平成28年度東京都稲城市一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 277,537千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 35,669,831千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加は、「第 4 表 地方債補正」による。

平成29年 2 月 24 日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		4,981,593	40,763	5,022,356
	1 国庫負担金	4,130,459	5,390	4,135,849
	2 国庫補助金	825,652	35,373	861,025
16 都支出金		5,260,366	2,695	5,263,061
	1 都負担金	1,393,259	2,695	1,395,954
17 財産収入		35,982	1,112	37,094
	1 財産運用収入	11,588	1,112	12,700
18 寄附金		1,503	2,040	3,543
	1 寄附金	1,503	2,040	3,543
19 繰入金		1,945,581	3,034	1,948,615
	1 基金繰入金	1,945,581	3,034	1,948,615
21 諸収入		567,529	393	567,922
	4 雑収入	288,249	393	288,642
22 市債		2,551,570	227,500	2,779,070
	1 市債	2,551,570	227,500	2,779,070
歳入合計		35,392,294	277,537	35,669,831

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,235,574	3,285	3,238,859
	1 総務管理費	2,508,607	3,285	2,511,892
3 民生費		14,421,500	10,781	14,432,281
	2 児童福祉費	6,956,404	10,781	6,967,185
10 教育費		6,350,350	263,471	6,613,821
	3 中学校費	1,372,654	263,471	1,636,125
歳出合計		35,392,294	277,537	35,669,831

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	J-LISへの通知・個人番号カード関連事務委任に係る交付金	6,521
10 教育費	3 中学校費	第三中学校校舎大規模改修等工事及び第三中学校仮設校舎賃借料	263,471

第3表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事項	期間	限度額
第三中学校校舎大規模改修等工事	平成28年度から 平成30年度まで	1,261,388

第4表 地方債補正

(追加)

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
第三中学校校舎大規模改修等事業債	227,500	証書借入 又は 証券発行	3.5% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	借入れのときから据置期間を含め25年以内に償還する。ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借り換えることができる。

歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第15款 国庫支出金 (補正額 40,763 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	国庫負担金	4,130,459	5,390	4,135,849		
	1 民生費国庫負担金	4,130,459	5,390	4,135,849		
					2 児童福祉費負担金	5,390
2	国庫補助金	825,652	35,373	861,025		
	2 教育費国庫補助金	191,105	35,373	226,478		
					2 中学校費補助金	35,373
	計	4,981,593	40,763	5,022,356		

第16款 都支出金 (補正額 2,695 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	都負担金	1,393,259	2,695	1,395,954		
	1 民生費都負担金	1,318,729	2,695	1,321,424		
					2 児童福祉費負担金	2,695
	計	5,260,366	2,695	5,263,061		

第17款 財産収入 (補正額 1,112 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	財産運用収入	11,588	1,112	12,700		
	1 利子及び配当金	5,540	1,112	6,652		
					1 利子及び配当金	1,112
	計	35,982	1,112	37,094		

(単位：千円)

説 明	
(障害福祉課) 児童保護費等負担金(1/2)	5,390 5,390
(教育総務課) 学校施設環境改善交付金(1/2・1/3)	35,373 35,373

第15款 国 庫 支 出 金

(単位：千円)

説 明	
(障害福祉課) 児童保護費等負担金(1/4)	2,695 2,695

第16款 都 支 出 金

(単位：千円)

説 明	
(会計課) 財政調整基金利子収入	1,112 1,112

第17款 財 産 収 入

第18款 寄 附 金 (補正額 2,040 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	寄 附 金	1,503	2,040	3,543		
	1 総務費寄附金	3	1,940	1,943		
					1 I のまち稲城 応援寄附金	1,940
	2 土木費寄附金	1,500	50	1,550		
					1 都市計画費寄附 金	50
	3 教育費寄附金	0	50	50		
					1 中学校費寄附金	50
	計	1,503	2,040	3,543		

第19款 繰 入 金 (補正額 3,034 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	基 金 繰 入 金	1,945,581	3,034	1,948,615		
	1 財政調整基金 繰 入 金	1,150,470	3,034	1,153,504		
					1 財政調整基金 繰 入 金	3,034
	計	1,945,581	3,034	1,948,615		

(単位：千円)

説 明	
(総務契約課)	1,940
Iのまち稲城応援指定寄附金(稲城っ子の未来を応援)	180
Iのまち稲城応援指定寄附金(稲城市の観光推進事業を応援)	1,500
Iのまち稲城応援指定寄附金(市に一任)	260
(土木課)	50
ホテル育成事業への指定寄附金	50
(教育総務課)	50
中学校費指定寄附金	50

第18款 寄 附 金

(単位：千円)

説 明	
(財政課)	3,034
財政調整基金繰入金	3,034

第19款 繰 入 金

第21款 諸 収 入 (補正額 393 千円)

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
4	雑 入	288,249	393	288,642		
	3 雑 入	287,826	393	288,219		
					1 雑 入	393
	計	567,529	393	567,922		

第22款 市 債 (補正額 227,500 千円)

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	市 債	2,551,570	227,500	2,779,070		
	4 教 育 債	1,343,900	227,500	1,571,400		
					2 中 学 校 債	227,500
	計	2,551,570	227,500	2,779,070		

(単位：千円)

説 明	
(企画政策課)	393
商標使用料	393

第21款 諸 収 入

(単位：千円)

説 明	
(財政課)	227,500
第三中学校校舎大規模改修等事業債	227,500

第22款 市 債

歳 出

第 2 款 総 務 費 (補正額 3,285 千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	総 務 管 理 費	2,508,607	3,285	2,511,892	0	0	0	3,285	0
	6 財 産 管 理 費	183,126	3,032	186,158	0	0	0	3,032	0
					0	0	0	3,032	0
	7 企 画 調 査 費	3,847	253	4,100	0	0	0	253	0
					0	0	0	253	0
	計	3,235,574	3,285	3,238,859	0	0	0	3,285	0

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
25積立金	3,032	1 財産管理費（財政課）	3,032
		25積立金	3,032
		財政調整基金積立金	3,032
14使用料及び賃借料	253	1 企画事務費（企画政策課）	253
		14使用料及び賃借料	253
		著作権料	253

第2款 総務費

第3款 民生費（補正額 10,781 千円）

科 目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
項 目	特 定 財 源				一般財源				
	国庫支出金					都支出金	地方債	その他	
2 児 童 福 祉 費	6,956,404	10,781	6,967,185	5,390	2,695	0	0	2,696	
2 児 童 処 遇 費	5,618,663	10,781	5,629,444	5,390	2,695	0	0	2,696	
				5,390	2,695	0	0	2,696	
計	14,421,500	10,781	14,432,281	5,390	2,695	0	0	2,696	

債務負担行為で翌年度以降にわたるも
又は支出額の見込み及び当該年度以降

(追加)

事 項	主 管 課	限 度 額	前年度末までの支出（見込）額	
			期 間	金 額
第三中学校校舎大規模改修等工事	建築保全課	1,261,388		

の につ い て の 前 年 度 末 ま で の 支 出 額
 の 支 出 予 定 額 等 に 関 す る 調 書 の 追 加

(単位 千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
		国・都支出金	地 方 債	そ の 他	
平成28年度から 平成30年度まで	1,261,388	189,442	816,600		255,346

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書の変更

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1 普通債					
補正前	11,721,914	12,248,083	1,959,800	1,086,495	13,121,388
補正額			227,500		227,500
計	11,721,914	12,248,083	2,187,300	1,086,495	13,348,888
(7) 教育					
補正前	7,449,641	7,678,697	1,343,900	704,854	8,317,743
補正額			227,500		227,500
計	7,449,641	7,678,697	1,571,400	704,854	8,545,243
合 計					
補正前	22,446,998	23,061,207	2,551,570	1,914,042	23,698,735
補正額			227,500		227,500
計	22,446,998	23,061,207	2,779,070	1,914,042	23,926,235

第9号議案

平成28年度

東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成 28 年 度

東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成28年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 78,741千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,183,941千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年 2 月24日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 繰越金		5,212	78,741	83,953
	1 繰越金	5,212	78,741	83,953
歳入合計		9,105,200	78,741	9,183,941

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 基金積立金		1	30,991	30,992
	1 基金積立金	1	30,991	30,992
11 諸支出金		10,001	47,750	57,751
	1 償還金及び還付加算金	10,001	47,750	57,751
歳出合計		9,105,200	78,741	9,183,941

歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第11款 繰越金 (補正額 78,741 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	繰越金	5,212	78,741	83,953		
	2 その他繰越金	5,211	78,741	83,952		
					1 その他繰越金	78,741
	計	5,212	78,741	83,953		

(単位：千円)

説 明	
(保険年金課)	78,741
前年度繰越金	78,741

第11款 繰 越 金

(単位：千円)

節		区 分	金 額	説 明
25 積 立 金		30,991	1 基金積立金（保険年金課）	30,991
			25積立金	30,991
			国民健康保険財政運営基金積立金	30,991

第 11 款 諸 支 出 金 (補正額 47,750 千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1	償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	10,001	47,750	57,751	0	0	0	0	47,750
	2 償 還 金	1	47,750	47,751	0	0	0	0	47,750
					0	0	0	0	47,750
計		10,001	47,750	57,751	0	0	0	0	47,750

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
23 償還金利子及び割引料	47,750	1 償還金（保険年金課） 47,750 23 償還金利子及び割引料 47,750 償還金 47,750

第11款 諸 支 出 金

第10号議案

平成 28 年 度

東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）

平成 28 年 度

東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 4 号）

平成28年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第 1 条 繰越明許費の追加は、「第 1 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

平成29年 2 月24日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 繰越明許費補正

(追加)

(単位 千円)

款	項	事業名	金額		
2	事業費	1	事業費	稲城南多摩駅周辺地区事業費（土地区画整理事業業務委託）	47,229

第2表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事項	期間	限度額
多摩都市計画事業稲城榎戸土地区画整理事業の施行に伴い業務の一部を委託する経費	平成28年度から 平成32年度まで	3,543,037
多摩都市計画事業稲城矢野口駅周辺土地区画整理事業の施行に伴い業務の一部を委託する経費	平成28年度から 平成32年度まで	3,570,375
多摩都市計画事業稲城稲城長沼駅周辺土地区画整理事業の施行に伴い業務の一部を委託する経費	平成28年度から 平成32年度まで	2,473,571
多摩都市計画事業稲城南多摩駅周辺土地区画整理事業の施行に伴い業務の一部を委託する経費	平成28年度から 平成32年度まで	2,412,025

債務負担行為で翌年度以降にわたる
額又は支出額の見込み及び当該年度

事 項	限度額	前年度末までの支出（見込）額	
		期 間	金 額
多摩都市計画事業稲城榎戸土地区画整理事業の施行に伴い業務の一部を委託する経費	3,543,037	—	—
多摩都市計画事業稲城矢野口駅周辺土地区画整理事業の施行に伴い業務の一部を委託する経費	3,570,375	—	—
多摩都市計画事業稲城稲城長沼駅周辺土地区画整理事業の施行に伴い業務の一部を委託する経費	2,473,571	—	—
多摩都市計画事業稲城南多摩駅周辺土地区画整理事業の施行に伴い業務の一部を委託する経費	2,412,025	—	—

ものについての前年度末までの支出
以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
		国・都支出金	地方債	その他	
平成28年度から 平成32年度まで	3,543,037	1,617,156	0	320,000	1,605,881
平成28年度から 平成32年度まで	3,570,375	1,629,475	0	0	1,940,900
平成28年度から 平成32年度まで	2,473,571	1,140,237	0	0	1,333,334
平成28年度から 平成32年度まで	2,412,025	1,016,233	0	0	1,395,792

第11号議案

平成 28 年 度

東京都稲城市下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成 28 年 度

東京都稲城市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成28年度東京都稲城市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第 1 条 繰越明許費の追加は、「第 1 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

平成29年 2 月24日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 繰越明許費補正

(追加)

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2	事業費	1	事業費
		公共下水道第三期事業業務委託等	60,000

第2表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事項	期間	限度額
稲城市公共下水道事業の一部（南山東部土地区画整理事業区域）に関する業務委託経費	平成28年度から 平成32年度まで	1,269,275

債務負担行為で翌年度以降にわたる
額又は支出額の見込み及び当該年度

事 項	限度額	前年度末までの支出（見込）額	
		期 間	金 額
稲城市公共下水道事業の一部（南山東部土 地区画整理事業区域）に関する業務委託経 費	1,269,275	—	—

ものについての前年度末までの支出
以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
		国・都支出金	地方債	その他	
平成28年度から 平成32年度まで	1,269,275	350,595	0	918,680	0

第19号議案

東京都三市収益事業組合同規約の一部を変更する規約

上記の議案を提出する。

平成29年2月24日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

東京都三市収益事業組合同議会議員の定数を減ずるため、東京都三市収益事業組合同規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、本案を提出する。

東京都三市収益事業組合規約の一部を変更する規約

東京都三市収益事業組合規約（昭和48年47総行地第922号）の一部を次のように変更する。

第5条第2項中「9人」を「6人」に、「3人」を「2人」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行する。

（経過措置）

第2条 この規約の施行の際現に在職する議員については、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

第20号議案

稲城市監査委員の選任について

上記の議案を提出する。

平成29年2月24日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

稲城市監査委員 軍司 信一 の任期が平成29年3月31日付けで満了することに伴い、後任者を選任する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、本案を提出する。

稲城市監査委員の選任について

次の者を稲城市監査委員として選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

氏 名	住 所	生年月日
軍司 信一	稲城市長峰3丁目7番地 杜の四番街3-704	昭和30年8月9日